

**重 政策目標5-1：内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等**

**1. 「政策の目標」に関する基本的考え方**

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

**2. 内閣の基本的な方針との関連**

第165回、第168回国会 総理大臣所信表明演説

第166回、第169回国会 総理大臣施政方針演説

第166回、第169回国会 財務大臣財政演説

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）

平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成19年1月25日閣議決定）

平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成20年1月18日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定、平成20年1月18日閣議決定）

アジア・ゲートウェイ構想（平成19年5月16日アジア・ゲートウェイ戦略会議決定）

知的財産推進計画2006（平成18年6月8日知的財産戦略本部決定）

知的財産推進計画2007（平成19年5月31日知的財産戦略本部決定）

経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定、平成19年6月19日改定）

**3. 重点的に進める業績目標・施策**

業績目標 5-1-1：適切な関税改正の実施

**4. 平成19年度の事務運営の報告**

**重 業績目標 5-1-1：適切な関税改正の実施**

[ 平成19年度実施計画 ]

関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・簡素・透明という観点に留意しつつ法令改正（関税改正）を行っており、平成19年度においても、この基本的な考え方に基づいて関税改正の検討を行っていきます。

各年度における関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、利用者等の要望や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行っています。また、関係省庁から提出される関税改正要望について、その政策目標・効果等を踏まえ、個々の措置に応じた検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っています。

さらに、学識経験者、産業界や消費者の代表者等からなる関税・外国為替等審議会に諮り、同審議会での調査、審議を経た答申を踏まえて関税改正を行っており、平成19年度においても、これらの取組を着実に実施します。

---

## [ 事務運営の報告 ]

グローバル化する経済の中で、我が国経済が持続可能な成長を続けるためには、成長著しいアジアの中にある強みを生かす必要があり、平成19年5月に「アジア・ゲートウェイ構想」とその最重点項目の一つとして「貿易手続改革プログラム」がとりまとめられ、「経済財政改革の基本方針2007」において、その着実な実施が決定されました。関税・外国為替等審議会においても、関税分科会企画部会に懇談会が設置され、同年6月には「貿易手続改革プログラムを実施するにあたっての論点整理」が取りまとめられました。

「アジア・ゲートウェイ構想」を着実に実施するため、論点整理に掲げられた項目について企画部会懇談会において引き続き検討を行うとともに、「AEO推進官民協議会」(注1)、「次世代シングルウインドウ官民協議会」(注2)及び「NACC'Sの業務に関する懇話会」(注3)において官民による検討が行われました。また、AEO制度の構築等の検討に際しては、同年11月にパブリックコメントを実施し、国民のニーズの的確な把握に努め、そのご意見等を踏まえ、関税制度の改正作業に反映させました。

平成18年9月から社会・犯罪情勢の変化を踏まえた犯則調査・罰則のあり方等について検討するため、「犯則調査・罰則等のあり方に関するワーキンググループ」を設置し、刑事法の専門家・実務家の参加を得て専門的で深度のある議論が行われました。この議論を受けて19年度関税改正においては、罰則水準の見直しが行われましたが、19年度は引き続いて、犯則調査のあり方等について検討が行われました。また、あわせて「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ」においても税関における知的財産侵害物品に係る水際取締りの充実及び強化について議論が行われました。

それぞれの検討結果については、関税・外国為替等審議会関税分科会に報告され、関税制度の改正を必要とする事項につき、同審議会答申(下記 参照)に反映されました。

(注1)財務省、経済産業省、国土交通省、外務省の関係府省及び民間団体が、我が国におけるAEO制度の構築等について検討を行うため、平成19年6月設置。平成19年度中には5回開催し、AEO制度の構築等について検討を行った。

(注2)次世代シングルウインドウについて、官民合同でシステムや手続等に係る検討を行う場として、平成19年6月設置。

(注3)NACC'Sの業務範囲等について、NACC'S利用者の代表者全ての関係者が広く参加する場として、平成19年6月設置。平成19年度中には5回に渡って、NACC'Sの今後の業務の在り方などについて検討を行った。

関税率やその他の関税制度の改正事務については、まず、関係府省庁等から提出される関税改正要望において、要望する措置の効果等について記載を求めることにより関係府省庁等の政策評価結果の適切な活用に努めるとともに、平成19年9月から要望のあった措置の適否等について、関係府省庁等との間で税関における執行上の問題点を含め協議を行いました。

これらに並行して、関税・外国為替等審議会において平成20年度における関税率や関税制度の改正の方向性について審議が行われ、平成19年12月13日に財務大臣に対して、改正内容について答申が提出されました。

本答申を踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、平成20年1月25日に通常国会に提出しました。同法律案は、3月31日に成立、公布され、一部を除き4月1日から施行されています。また、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を、平成20年2月1日に通常国会に提出しました。（同法律案は、平成20年5月23日に成立、施行日は同年10月1日の予定です。）同法案においては、平成20年10月にNACCISと国土交通省の港湾関係手続システム（港湾EDI）を統合するとともに、関係省庁の輸出入等関連情報処理システムについても一体的な運営を行うこととしています。また、独立行政法人通関情報処理センター（NACCISセンター）については、組織形態を株式会社とすることで企業経営による業務運営の更なる効率化及び国際的なシステム連携などの新規業務の展開による利用者の利便性向上が期待できることから、同センターを解散して、新たに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を平成20年10月1日に設立することとしています。これらの関税制度の改善により、国際物流の更なる効率化や港湾・空港の国際競争力強化により国際貿易の発展に貢献することが期待されることから、政策目標を達成したものと考えています。

平成20年度関税改正を行う観点は以下の通りです。

#### イ 国際競争力強化のための通関手続の特例措置等の拡充

国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図る観点から、これまで整備してきた輸出入業者、倉庫業者等に対するAE0制度について、既存の制度が一層活用されるよう利便性向上を図るとともに、物流全体における貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制の整備を一層強化し、国際物流の更なる円滑化を図る観点から、できる限り広い事業者を対象とするよう見直しを行いました。

迅速な国際物流を実現する観点から、空港・港湾の深夜早朝利用等の推進が重要な課題とされている中で、税関においてこれまで実施してきた主要な空港や港湾における常駐体制の整備に加え、臨時開庁制度について、手数料を含め更なる見直しを行いました。

国際競争力強化及び利用者利便性の向上の観点から、通関情報処理システム（NACCIS）と国土交通省の港湾関係手続システム（港湾EDI）を統合すること、関係省庁の輸出入等関連情報処理システムについても一体的な運営を行うことや（独）通関情報処理センターの組織形態を株式会社とし、新たに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を平成20年10月1日に設立することとしています。

#### ロ 税関における水際取締りの充実等

近年、水際取締りにおける各国当局間の国際的な連携による執行の強化が求められていることを踏まえ、不正薬物等と同様、知的財産侵害物品及び児童ポルノの通過を取締対象とすることにより更なる水際取締りの強化を図りました。

国際組織犯罪の台頭など、ますます厳しさを増す現下の犯罪情勢に対応するため、犯則調査について、刑事訴訟法に準じて適正手続を確保しつつ有識者に鑑定を嘱託できる規定を整備するとともに、民間団体等への照会規定を整備しました。

## 八 内外の経済情勢の変化等への対応

個別品目の関税率の設定については、個々の品目毎に、国内産業の保護の必要性や国際市況の動向、消費者への影響等を勘案するとともに、地球環境問題への関心の高まりといった社会・経済情勢の変化を踏まえて、必要な見直しを行いました。

### 平成20年度関税改正の具体的内容

#### 国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充等

- イ 貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する通関手続の特例措置の拡充等を行いました。
- 臨時開庁制度について、手数料を廃止するとともに、手続を簡素化しました。
- ハ 輸出入等関連情報システムの一体的運営及び（独）通関情報処理センターの株式会社化を行うこととしました。

#### 税関における水際取締りの充実等

- イ 我が国を経由して第三国に向けて輸送される知的財産侵害物品等を取締対象に追加しました。
- 犯則物件の鑑定及び民間団体等への照会に係る規定の整備を行いました。

#### 個別品目の関税率等の改正

- イ バイオ E T B E（ガソリンの添加剤）及び高炭素フェロクロムの関税率を無税としました。
- 平成20年度以降の蚕糸対策の一環として生糸の実需者輸入制度が廃止されることに伴い、生糸を関税割当制度の対象に追加しました。

#### 暫定税率等の適用期限の延長等

- イ 暫定税率等の適用期限を平成20年度末まで延長しました。
- 加工再輸入減税制度及び航空機部分品等の免税制度の適用期限を3年間延長しました。

#### 上記に係るもの以外の政令事項

- イ 一定額を超える支払手段等の携帯輸出入について、輸出入申告書の提出を求ることとした。
- 特定保税承認者に係る保税蔵置場等許可手数料を免除することとしました。
- ハ 特恵関税制度について以下の改正を行いました。
  - ・ 産品の国際競争力等に着目した国別・品目別特恵適用除外措置を適用しました。
  - ・ カーボヴェルデが国際連合の決議により後発開発途上国でなくなり、特別特恵受益国の要件を満たさなくなったことから、特別特恵受益国の指定から除外しました。

## 業績目標 5-1-2：特殊関税制度の適正な運用

### [ 平成19年度実施計画 ]

特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害への対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならぬことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めています。

なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外國為替等審議会に諮ることとしており、平成19年度においても、これらの取組を着実に実施します。

### [ 事務運営の報告 ]

特殊関税制度は、不公正な貿易取引や輸入の急増等特別な事情がある場合に、供給国・供給者等を指定して、通常の関税のほかに割増関税を賦課する制度の総称で、不当廉売された輸入貨物に対して課す「不当廉売関税（ダンピング防止税）」、WTO協定上の利益

を守り、その目的を達成するために課す「報復関税」、外国政府による補助金付きの輸入貨物に対して課す「相殺関税」、予期しなかった輸入の増加に対処するため、当該輸入増加品目に対して課す「緊急関税（セーフガード）」があります。

平成19年4月27日より南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税に関する調査を開始しました。7月1日より韓国及び台湾産ポリエステル短纖維に対する不当廉売関税の課税期間を延長し、9月1日より米国バード修正条項に対する報復関税の適用期限について2度目の延長を行いました。平成20年1月31日より韓国ハイニックス社製DRAM（ダイナミックランダムアクセスメモリー）に対する相殺関税についてWTOは正勧告を実施するための調査を開始しました。

**南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税に関する調査について**

平成19年1月31日に本邦産業から財務大臣に対し、オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガン（電池の正極材料）に関する不当廉売関税の課税申請書が提出されました。不当廉売された貨物が輸入されており、この不当廉売輸入により国内価格に下方圧力がかかった結果、生産、雇用が減少するなどの損害があり、損害の十分な証拠があり必要と認められたため、同年4月27日より不当廉売関税の課税に関する調査を開始しました。調査の結果、これらの事実があり当該産業を保護するため必要と認められた場合には、不公正な貿易取引による国内産業への損害に対応するために不当廉売を課税することとなります。（本調査については、平成20年4月に調査期間を6か月延長することとし、また、ダンピング輸入の事実、損害等の事実及び国内産業保護の必要性が推定されたことから、6月14日より暫定的な不当廉売関税を4か月間課税することにしました。）

#### **韓国及び台湾産ポリエステル短纖維に対する不当廉売関税**

韓国及び台湾産ポリエステル短纖維については、平成14年7月26日より不当廉売関税措置を発動しました。平成18年6月30日に本邦産業から財務大臣に対し、不当廉売関税の課税期間延長に関する申請書が提出されたことを受け、同年8月31日から不当廉売関税の課税期間の延長の必要性について調査を開始しました。調査の結果、不当廉売輸入は継続しており、国内産業は、営業利益が依然として赤字である等脆弱な状況にあり、不当廉売輸入の国内産業に与える悪影響は大きいと考えられることから、平成19年7月1日より、課税期間を5年間延長しました。

#### **米国バード修正条項に対する報復関税**

米国のバード修正条項は、アンチダンピング措置等の対象となっている我が国の輸出にとって、アンチダンピング税の賦課に加え、米国の競争相手企業に対して税収が分配されるため、二重の打撃となり、更に米国においてアンチダンピング措置の提訴を助長する性質を持ちます。

こうしたことから、我が国は平成16年1月、WTOに対抗措置の申請を行い、同年11

---

月、米国バード修正条項に対して対抗措置をとることについてWTOの承認を受けたことから、平成17年9月1日、WTO協定に基づいて我が国に与えられた利益を守り、自由貿易体制の秩序維持に資するために、同国から輸入される玉軸受(ボールベアリング)等15品目につき報復関税を発動しました。また、当該報復関税については、1年ごとに対象品目及び税率等について見直すこととしました。

その後、平成18年2月8日に米国において、同条項を廃止する規定を含む法律が成立しましたが、当該法律では、平成19年10月1日より前の通関で納められた税収については引き続き同条項に基づく分配を行うこととされ、WTO協定違反の状態が継続するため、平成18年9月1日に対抗措置を1年延長することとしました。その後も依然として米国においてWTO協定違反の状態を是正する措置がとられていないことから、同年9月1日に当該措置を1年再延長しました。

(注)バード修正条項(1930年関税法を修正する条項)は、アンチ・ダンピング税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、ダンピング又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律であり、平成15年1月にWTO協定違反が確定しています。なお、本件については、EU及びカナダが平成17年5月から、メキシコが同年8月からそれぞれ対抗措置を発動し、このうちEUとメキシコが平成18年に対抗措置を延長しました。

#### 韓国ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税について

我が国は、平成13年の韓国におけるハイニックス社支援措置について補助金であるとの認定を行いました。この補助金のついたハイニックス社製DRAMの輸入により国内産業は市場占拠率が低下し、国産品価格が減少するなどの損害があり、当該産業を保護する必要があることから、平成18年1月27日より韓国ハイニックス社製DRAMについて、相殺関税を課税していますが、平成19年12月17日、WTOより韓国政府の指示によりハイニックス社支援措置は行われたと認められたものの、補助金額の算定や補助金分配期間終了後の相殺関税賦課については説明が十分ではない等と指摘され、WTO協定に整合的にするように是正勧告が出されました。これを受け、平成20年1月31日、当該是正勧告を実施するための調査を開始しました。

#### 【事務運営プロセスの改善に係る取組】

(1)平成20年度関税改正に当たって、各府省庁の要望に係る検討をより効果的・効率的に行うため、要望を受け付ける際には、一覧的・統一的に関税措置の必要性等に係る客観的情報、政策分析等の提示を求めるとともに、各府省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用に努め、その結果を適切に関税改正に反映するなど、効率的な事務運営に努めました。

(2)特殊関税制度の運用に当たって、関係省庁間で綿密な連携をとりながら公正な調査を進めるとともに、関税・外国為替等審議会に諮問や報告を行うことによって、透明かつ公平・適正な運用に努めました。

## 5. 平成18年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 關税率や關税制度の改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、要望府省庁をはじめとする関係府省庁と協議を十分に行った上で、關税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を反映させるよう適切に対応しました。

また、関係省庁や経済団体等からの要望を踏まえるなど、国民のニーズの的確な把握に努めました。さらに、検討に当たっては、各府省庁から關税改正要望を受ける際に、措置の必要性等や措置によって実現される具体的な効果についてのヒアリングを行うとともに、あわせて内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行い、關税改正作業を行いました。

(2) 不当廉売關税等の特殊關税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・厳正な運用を行いました。

## 6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 平成19年の我が国の貿易動向

総合目標5 6.(5)(P102)参照。

参考指標 総5-6：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移（P103に掲載）

(2) 輸出許可件数及び輸入許可・承認件数

年々増加する傾向で推移しており、輸出入ともに1,000万件を超えた平成11年以降は、輸出については年平均5.2%、輸入については同6%の伸び率を示しています。

参考指標 5-1-1：輸出入許可・承認件数の推移

（単位：万件）

|           | 平成15年 | 16年   | 17年   | 18年   | 19年   |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 輸出許可件数    | 1,234 | 1,354 | 1,413 | 1,474 | 1,507 |
| 輸入許可・承認件数 | 1,439 | 1,599 | 1,704 | 1,753 | 1,767 |

（出所）關税局業務課調

（注1）輸出許可件数には、積戻し（本邦に到着し、輸入許可を受けていない貨物を本邦から送り戻す）の件数を含む。

（注2）輸入許可・承認件数には、蔵入承認（保稅蔵置場に3か月を超えて外国貨物を置く場合の承認）、移入承認（保稅工場に3か月を超えて外国貨物を置こうとする場合等の承認）、総保入承認（総合保稅地域に3か月を超えて外国貨物を置こうとする場合等の承認）及び輸入許可前引取承認（輸入申告の後輸入許可前に貨物を引き取る場合の承認）を含む。

(3) 關税負担率の推移とその国際比較

総合目標5 6.(6)(P103)参照。

参考指標 総5-7：關税負担率の推移とその国際比較（P103に掲載）

#### (4) 国定税率と協定税率

関税率には国内法に規定されている国定税率とWTO協定に規定されている税率（協定税率）があります。国定税率は更に関税定率法に基づく基本税率と関税暫定措置法に基づく暫定税率に区分されます（特惠関税については後述（5）参照）。暫定税率は基本税率に優先して適用されます。国定税率と協定税率の適用関係については、国定税率と協定税率のうちいずれか低い方の税率が適用されます。実行税目数は、こうした結果、実際に適用される実行税率の税目数です。

WTO協定上、上記の税率は、WTO全加盟国・地域からの產品に対し等しく適用されます（最惠国待遇）が、その例外として、EPA（経済連携協定）を締結した相手国からの產品のみを対象とした税率の適用が認められています。EPAでは、最惠国待遇による実行税率より低い税率が規定されており、上記の国定税率及び協定税率に優先して、その税率が適用されます。なお、発効済みEPAの相手国は、シンガポール（平成14年11月30日発効、平成19年9月2日改正議定書発効）、メキシコ（平成17年4月1日発効）、マレーシア（平成18年7月13日発効）、チリ（平成19年9月3日発効）及びタイ（平成19年11月1日発効）です。更に、署名済みEPAの相手国・地域は、フィリピン（平成18年9月署名、12月国会承認）、ブルネイ（平成19年6月署名、平成20年5月国会承認）、インドネシア（平成19年8月署名、平成20年5月国会承認）、ASEAN（東南アジア諸国連合）全体（平成20年4月署名完了）です。

参考指標 5-1-2：設定税目数及び実行税目数の推移（単位：税目数）

|                 |          |       | 平成15年度 | 16年度  | 17年度  | 18年度  | 19年度  |
|-----------------|----------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 設 定<br>税 目<br>数 | 国定<br>税率 | 基本税率  | 7,159  | 7,159 | 7,159 | 7,161 | 7,022 |
|                 |          | 暫定税率  | 433    | 437   | 436   | 431   | 427   |
|                 |          | 協定税率  | 7,550  | 7,550 | 7,550 | 7,550 | 7,550 |
| 実行税目数           |          | 7,283 | 7,284  | 7,284 | 7,281 | 7,299 |       |

（出所）関税局関税課調

（注）関税定率法、関税暫定措置法及びWTO協定に基づき、それぞれ設定された基本税率、暫定税率、協定税率の税目数並びに実行税率の税目数。

#### (5) 特惠関税制度

特惠関税制度は、開発途上国の経済発展を促進する観点から、開発途上国からの輸入品に対して通常より低い税率を適用する制度で、平成20年4月現在141か国14地域が特惠関税制度の対象となっています。後発開発途上国（LDC）に対しては一般的の特惠関税制度対象品目に加え、LDCのみを対象とする特惠対象品目を追加した上で、原則としてすべての対象品目について無税・無枠（シーリング品目に対しても制限なし）の便益を供与しています。

参考指標 5-1-3：特惠関税を適用した輸入額

（単位：億円）

|       | 平成15年度 | 16年度   | 17年度   | 18年度   | 19年度   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 輸 入 額 | 17,499 | 18,987 | 20,989 | 22,659 | 23,909 |

(出所) 関税局関税課調

(注) 確定値による(平成19年度の1-3月分は確報値)

## 7. 今後の政策等に反映すべき事項

### (1) 今後の方針

政策目標5-1 内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善

|        |     |    |
|--------|-----|----|
| 引き続き推進 | 見直し | 廃止 |
|--------|-----|----|

業績目標 5-1-1 適切な関税改正の実施

|        |     |    |
|--------|-----|----|
| 引き続き推進 | 見直し | 廃止 |
|--------|-----|----|

業績目標 5-1-2 特殊関税の制度の適切な運用

|        |     |    |
|--------|-----|----|
| 引き続き推進 | 見直し | 廃止 |
|--------|-----|----|

### (2) 企画立案に向けた提言

関税率や関税制度の改正については、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関税改正要望について関係府省庁等との協議を十分に尽くし、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を反映させるよう、適切に対応する必要があると考えます。

また、今後とも、政策評価の関税改正への活用を図る観点から、官民の検討の場における議論や各府省庁等からの要望を踏まえるなど、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、検討に当たっては、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行い、毎年度の関税改正作業を行っていくことが必要であると考えます。

特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害への対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用する必要があると考えます。

### (3) 平成21年度予算要求等への反映

最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・簡素・透明という観点に留意しつつ、適切な関税率の設定及び特殊関税、特恵関税等の関税制度の改善とその適正な運営を図り、所要の関税改正を行うなど、関税制度等の企画及び立案に必要な経費の確保に努めます。